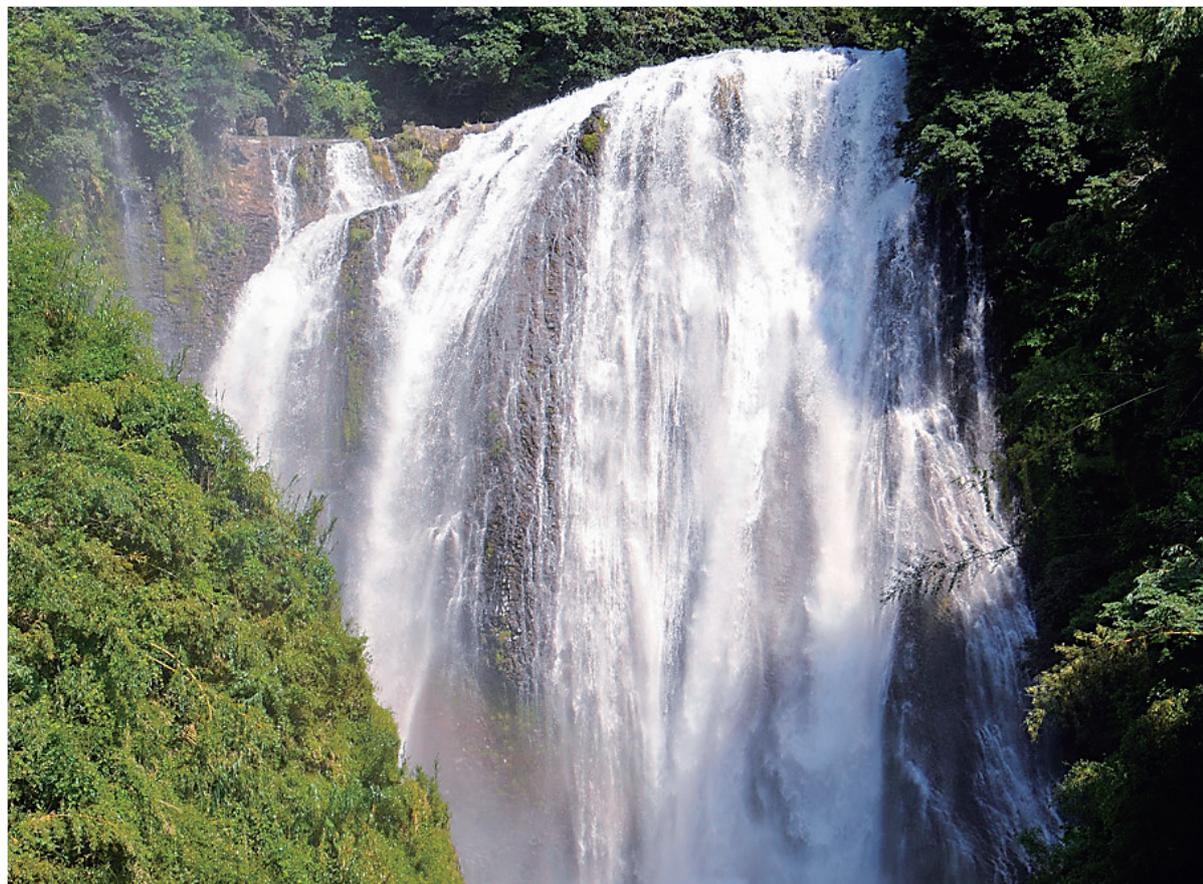


第2章

基本計画

第1節 分野別施策の展開



施策体系図

基本構想（8年）		
基本理念	政策	施策
<p>可能性全開！夢と希望をはぐくむまちづくり</p> <p>ひとりひとりが主役住みよい県央都市あいらじ</p>	<h2>1 協働・自治</h2> <p>市民と共にまちを創る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①市民参加型まちづくりの推進 ②活力・魅力ある地域づくりの推進 ③一人一人の人権の尊重に向けた男女共同参画の推進 ④信頼される市政運営の推進
	<h2>2 子育て</h2> <p>安心して子どもを産み育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①結婚・妊娠・出産・子育てへの支援体制の整備 ②子育てを支援するための環境整備の推進
	<h2>3 教育・文化</h2> <p>健やかで豊かな心が育つ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①学校教育の充実 ②社会教育の充実と生涯学習の推進 ③文化・芸術活動の推進 ④学校体育・生涯スポーツの推進
	<h2>4 健康・福祉</h2> <p>誰もが安心していきいきと生きる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①健康づくりと地域医療の充実 ②障がい者（児）福祉の充実 ③地域包括ケアシステムの推進 ④地域福祉の推進 ⑤社会保障制度の適正な運営
	<h2>5 産業・交流</h2> <p>まちの魅力が輝き活力にあふれる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①農林水産業の振興 ②商工業の振興 ③農商工連携の推進 ④雇用の創出と企業誘致の推進 ⑤地域特性を活かした観光の振興 ⑥広域交流・国際交流の推進
	<h2>6 安全・安心</h2> <p>快適な暮らしを守る</p>	<ul style="list-style-type: none"> ①自然と共生する快適な生活環境 ②機能性の高い魅力的な生活空間の整備 ③危機管理・防災の充実 ④生活安全性の向上 ⑤快適な交通環境の整備

前期基本計画（４年）

基本事業

- | | | |
|----------------------------|-------------|---------------|
| I 市民と行政の協働の推進 | II 市民参画の推進 | III 市民参画制度の充実 |
| I コミュニティ活動の推進 | II 市民活動の推進 | III 移住定住の推進 |
| I 男女共同参画の推進 | II 人権教育の推進 | |
| I 市民に開かれた、
市民に寄り添う市政の推進 | II 行財政改革の推進 | III 広域行政の推進 |

- | | |
|------------|---------------|
| I 子育て支援の推進 | II 地域少子化対策の推進 |
| I 基盤整備の推進 | II 子育て支援施設の整備 |

- | | | | |
|-----------------|-----------------|----------------|----------------|
| I 次世代を担う人材育成の推進 | II 心を育む教育の推進 | III 地域人材の育成の推進 | IV 学校教育環境整備の推進 |
| I 青少年の健全育成の推進 | II 家庭教育の充実 | III 生涯学習の推進 | |
| I 文化芸術の振興 | II 文化財の保護と活用の推進 | | |
| I 学校体育・安全・給食の推進 | II 生涯スポーツの推進 | | |

- | | | |
|--------------------|--------------------|-------------------|
| I 健康づくりの推進 | II 医療体制の整備と充実 | |
| I 障がい者(児)福祉の充実 | | |
| I 地域包括ケアシステム構築の推進 | II 高齢者福祉の充実 | |
| I 地域福祉の相談支援推進 | II 福祉サービス向上及び横断的連携 | III 災害時要配慮者支援 |
| I 医療・介護・年金制度の適正な運営 | II 生活保護制度の適正実施 | III 要支援者への社会福祉の推進 |

- | | | |
|------------|---------------|------------|
| I 農畜産業の振興 | II 林業の振興 | III 水産業の振興 |
| I 商業等の振興 | II 工業・地場産業の振興 | |
| I 農商工連携の推進 | II 特産品開発の推進 | |
| I 企業誘致の推進 | II 雇用環境の充実 | |
| I 観光の振興 | | |
| I 広域交流等の推進 | II 国際交流の推進 | |

- | | | | |
|----------------------|----------------|--------------------|----------------|
| I 循環型まちづくりによる自然環境の保全 | II 生活排水対策 | III 再生可能エネルギー導入の推進 | |
| I 機能性の高い都市空間の形成 | II 快適な住環境の整備 | III 潤いのあるまちなみの形成 | IV 市民憩いの場の充実 |
| I 災害に強い生活基盤の整備 | II 消防・救急体制の整備 | | |
| I 防犯・交通安全の推進 | II 市民相談体制の充実 | III 安定した飲料水の供給 | IV 情報通信基盤整備の推進 |
| I 公共交通網の維持と強化 | II 道路交通網の整備・充実 | | |

基本計画のレイアウト

基本計画では、基本構想に掲げた6つの政策を実現するための施策の内容について記載しています。ここでは、基本計画の見方について説明します。

基本構想で掲げた政策を記載し、政策と施策の関係を示します。

1

協働・自治

市民と共にまちを創る

1

市民参加型まちづくりの推進

現状と課題

これまで、まちづくりにおける市民の役割は、主に委員会や審議会の委員として、またはアンケート調査に答える形での市民参加が多く、主体は行政で、市民は補完的な立場で参加することが主流となっていました。

しかし、地域の特性を活かした自主的なまちづくりを進めるためには、市民一人一人が積極的に市政へ参画することが必要になってきています。これからは市民と行政がパートナーとして対等の立場で責任を共有しながら、目標の達成に向けて連携する「市民参加型まちづくり」の体制を構築していかなければなりません。

今後は、これまでの行政主導のまちづくりから、市民と行政が様々な領域において、それぞれの特性や能力を活かしつつ、お互いに協力し、相互補完的な関係を保ちながら、住みよい魅力あるまちづくりを進めていくことが重要です。

市民参加型まちづくりの推進においては、市民自らが主体的に取り組む機運を高めていくことが不可欠であり、そのためには、市民と行政が協働し、まちづくりについて考え、行動していく必要があります。

まちづくりや計画策定への参加方法として希望する手段（複数回答） (%)

参加方法	希望する手段 (%)
ホームページや広報紙による情報の共有	42
アンケート調査	38.2
地域座談会への参加	21.9

資料：平成29年度市民満足度調査

施策の方向性

市民が相互に、または、市民と行政が信頼と理解のもとに一体となり、お互いの能力や特性を活かしながら、地域の実情に合ったより良いまちづくりの実現という目的を共有し、それぞれの地域にある課題解決と魅力あるまちづくりを計画し、みんなで連携・協力して取り組む「地域に根ざしたまちづくり」を進めます。

協働を進めるための市民意識の啓発を図るとともに、市民活動の促進やNPO^{※1}等の連携を進めることにより、市民との協働によるまちづくりを進めます。

市の政策形成過程に市民の声を反映させるため、市民説明会やワークショップなど市民との直接対話をはじめ、市民アンケートの実施やパブリックコメント制度の活用、審議会等への市民公募委員の登用など、様々な手法を用い、検討過程のあらゆる機会を通じて市民意見を聴取する仕組みをつくることで市政参画を促進します。

また、新たに市民モニター制度の導入を推進し、地域住民の意見やニーズの把握に努め、魅力あるまちづくりを進めるとともに、行政情報の積極的な発信に努めます。

※1 NPO：Non-Profit Organizationの略称で、様々な社会貢献活動を行い、団体の構成員に対し、収益を分配することを目的としない団体の総称

施策の名称を記載しています。

本市の現状と課題について記載しています。あわせて、関係するデータを掲載しています。

現状と課題

（この内容は上記の「現状と課題」セクションと重複するため、ここでは省略します）

現状と課題を受けて、今後の施策の基本的な方向性について掲載しています。

施策の方向性

（この内容は上記の「施策の方向性」セクションと重複するため、ここでは省略します）

PDCAサイクルによる計画マネジメントの実施

第2次始良市総合計画では、政策実現のために実施する各施策や各種事業の成果や進捗状況を明らかにするため、26の施策それぞれに代表的な「成果目標」と「指標」を設定し、事業結果を客観的に評価することにより、計画や事業の見直しや改善を行い、政策の確実な実現につなげます。

記載されている施策に対し、関係する主な個別計画について、「計画名称」「計画主管課」「総合計画期間(2019~2026)に占める計画期間」を掲載しています。

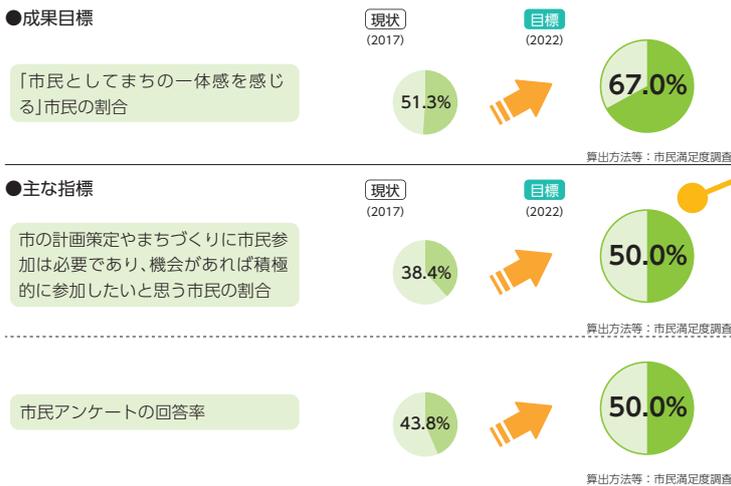
関連する 個別計画	計画名称	主管課	基本計画					
			2019	2020	2021	2022	2023	2024
始良市●●計画		●●課	[Progress bar showing years 2019-2026]					

方向性を示した施策の目標を達成するための基本事業と具体的な個別事業を抜粋して掲載しています。

施策体系

I 市民と行政の協働の推進	<ul style="list-style-type: none"> 総合計画策定事業 共生・協働推進事業
II 市民参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> 協働に関するセミナーやフォーラムの開催 市民活動団体への支援
III 市民参画制度の充実	<ul style="list-style-type: none"> 様々な手法による政策形成過程への参画の促進 地域活動市民モニター制度

目標指標



施策全体の目指す目標として「成果目標」を定め、さらに、施策の進捗状況を図るものとして「指標」を設定しています。

- 現状から増加させます
- 現状より減少させます
- 現状を維持します

役割

市民	<ul style="list-style-type: none"> 市民一人一人がまちづくりの主役であるという意識を持ちましょう。 地域の主体的な活動に積極的に参加しましょう。
地域	<ul style="list-style-type: none"> 多くの地域住民や事業者が参加しやすい行事にしましょう。
事業者	<ul style="list-style-type: none"> 地域の主体的な活動に理解を深め、積極的に参加しましょう。

施策の目標を達成するためには市民や地域団体、事業者の協力が必要となることから、それぞれに期待する役割について掲載しています。



A 改善
Action



D 実行
Do